

# 集合住宅の生活 — 外国人世帯の皆様へ —

- ・日本の習慣への理解と隣人への配慮が必要です。
- ・日本では、ごみの出し方は、法律で厳密に決められています。
- ・町会活動に参加して下さい。

## ① ごみの出し方

- ・決められた場所、曜日、時間に出してください。
- ・ごみはルールに従って分別してください。
- ・ごみステーションの家具などは持ち帰らないでください。

・市営大桑町住宅、学生留学生宿舎のごみステーションに外国語の看板を設置しますので確認してください。

## ② 日本の住宅生活

### ■ 共通通路

- ・廊下や階段は、火災や地震の際の避難路でもあるため、荷物を置かないでください。

### ■ 玄関で

- ・必ず靴を脱いでください。  
(靴を履いたままでは床が汚れ、音も響きます。)

### ■ トイレで

- ・トイレットペーパー以外を流さないでください。  
(ごみを流すと排水管のつまりの原因となります。)

- ・下の階の住宅に被害が出たときは弁償しなければならないこともあります。

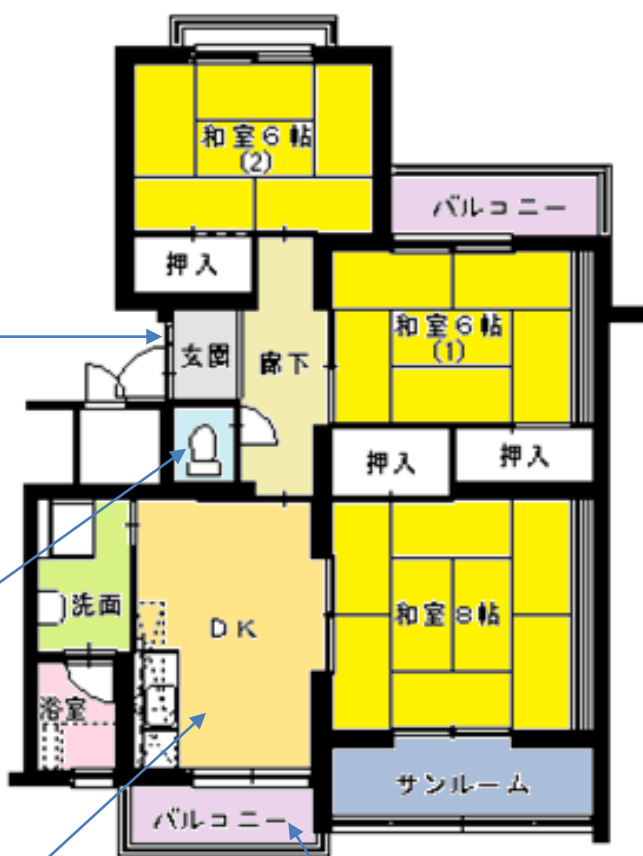
### ■ キッチン (DK) で

- ・油、生ごみを流さないでください。  
(ごみを流すと排水管を傷め、つまりの原因となります。)

### ■ バルコニーに

- ・物を置かないでください。  
(物を置くと落下する危険があり、火災の際の避難の障害にもなります。)

共通通路



### ③ 静かに暮らす

- ・お年寄りには音に敏感です。
- ・集合住宅は防音に限界があります。  
（夜中や早朝の入浴、ホームパーティ、音楽鑑賞などは控え、防音に工夫してください。）
- ・特に夜間、早朝は大きな音を出さないでください。

#### <生活の工夫>

- ・椅子の足にフェルトを貼る

フェルト

- ・じゅうたんを敷く



### ④ 町会への参加

- ・町会の役割：住民同士のコミュニケーションの場  
災害時の助け合いの場
- ・町会の行事に積極的に参加してください。（清掃活動等）

### ⑤ 部屋の退居

- ・市営大桑町住宅の場合は、ごみや持ち込んだ荷物は、すべて入居者が撤去又は処分し、市職員の検査を受けてください。（風呂釜、給湯器、家具、電化製品）
- ・家具類を捨てるときは、シールを買って貼る必要があります、貼ってない場合は違法行為になります。